（認定証の交付）

第九十一条の十　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の六の様式の認定証を交付する。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第九十一条の十一　法第百十六条の四第四項（法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号）とする。

［２　略］

（認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十二　法第百十六条の五第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

［２　略］

（認定証の交付）

第九十一条の十三　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の八の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十四　法第百十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更（変更後の割合が第九十一条の六に定める割合を超えるものに限る。）

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

（実施状況の報告）

第九十一条の十五　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の十の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

（認定経営基盤強化計画の認定の取消し）

第九十一条の十六　総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

［２　略］

（届出一般放送の種類）

第百四十二条　［略］

［一　略］

二　地上一般放送（エリア放送（一の市町村の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

［イ・ロ　略］

（認定証の交付）

第九十一条の七　総務大臣は、法第百十六条の三第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の五の様式の認定証を交付する。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第九十一条の八　法第百十六条の三第四項（法第百十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号）とする。

［２　同上］

（認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請）

第九十一条の九　法第百十六条の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

［２　同上］

（認定証の交付）

第九十一条の十　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十一　法第百十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一　同上］

二　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更（変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を超えるものに限る。）

２　法第百十六条の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行うものとする。

（実施状況の報告）

第九十一条の十二　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

（認定経営基盤強化計画の認定の取消し）

第九十一条の十三　総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

［２　同上］

（届出一般放送の種類）

第百四十二条　［同上］

［一　同上］

二　地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

［イ・ロ　同上］